

NHK大河ドラマ『軍師官兵衛』の舞台としても登場した姫路城。ドラマの人気もあり、多くの観光客で賑わっているようです。2009年10月から「平成の大修理」に着手したため全部を見学することはできませんが、今年6月に化粧直しを終えた大天守が姿を現しました。それが「白い！」と地元住民からも驚きの声が上がっているようです。その原因は、「昭和の大修理」から半世紀を経て黒ずんだ壁や瓦の継ぎ目の漆喰(しっくい)が塗り替えられ、屋根までもが白く映えているためです。少しくすんだ重厚な外観が親しまれてきたことから、インターネット上などでは違和感を訴える声もあるのだとか。しかし、「この白さこそが別名白鷺城の所以(ゆえん)」と修理担当者らは胸を張ります。また、最新の技術により3年ほどはこの白さを保つことができるそうです。予定では来年3月末に一般公開となるため、その白い姿を目に焼き付けに訪れてみてはいかがでしょうか。

森のくま田さん

画：M. ムツミ



知っとこ! 「税務のマメ知識」

～ 遺言書の作成 ～

相続税の改正が騒がれる中、遺言書が注目されています。遺言書は、相続発生後の紛争防止に有効であり、残された方の負担を減らすことができるものです。また、遺言書によって、伝えられなかった思いや、伝えにくかった気持ちを伝えることができます。

相続のお手伝いをさせて頂くと、亡くなった方の考え方や思いというもの、大きな影響があるなど感じます。「お父さんが生きていれば・・・」「お父さんが、いろいろ考えてくれたのに・・・」子供たちへの財産の分け方、農業に従事していたり会社を営んでいた場合の事業承継の方法等、亡くなった方の思いはとても重要になります。また、テレビ等で話題にされる争族(そうぞく)も亡くなった方が生きていれば、起こりにくいことでしょう。

遺言の作成は、子供がいない場合や事業を行っている方等が特に対象とされることが多いのは事実です。このような場合、本当に相続で問題が起こりやすいからです。しかし、相続がある限り全ての人に「遺言」は必要になると思います。ノートへのメモが、遺産分割の道標になるかもしれません。

私たちの事務所では、税務署に申告を行うため、証明力の最も強い「公正証書による遺言」をお勧めしています。ほかにも「自筆証書遺言」があります。どちらにも、メリット・デメリットがあります。

遺言書を作成するという身構えてしまうかもしれません。まずは、遺言書は、どういうものなのか? わが家には、どんな効果が期待できるのか? 実際に作成の必要はあるのか? ちょっと考えてみませんか? もし気になることがあれば、どんなことでも構いません。

是非、お気軽にご相談ください。